

奈良県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和二年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	株式会社光陽	主たる事務所の所在地	大和郡山市筒井町一二三四―三	訪問看護ステーション等の名称	こころの訪問看護ステーションひなた	訪問看護ステーション等の所在地	大和郡山市筒井町一二三四―三二階	指定年月日	令和二年五月一日
社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田一―四―二八三田国際ビル二一階	社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院訪問看護ステーションあまね	御所市大字三室二〇					令和二年五月二十一日	